

事務連絡  
令和2年6月10日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食・食育主管課  
文部科学大臣所轄学校法人担当課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人事務局  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定  
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

夏期休業中に学校給食が実施される場合の牛乳の供給について（周知）

標記について、農林水産省から別添のとおり、夏期休業中に給食が実施される場合の牛乳の供給について教育委員会などへ周知するよう依頼がありました。

については、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知くださるようお願いいたします。

<添付資料>

1. 夏期休業中に給食が実施される場合の牛乳の供給について（依頼）（令和2年6月9日付2生畜第438号）
2. 学校給食用牛乳の安定供給について（依頼）（令和2年6月9日付2生畜第438号）

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
学校給食係

TEL：03-5253-4111（内線2694、3380）